

(趣旨)

第1条 この条例は、個人番号カードの利用を通じて住民の利便性の向上に資するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第2条 法第18条第1号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 規則で定める証明書等の交付事務
- (2) 規則で定める申請書等の作成事務
- (3) 投票所における投票受付事務
- (4) 避難所における入退所事務
- (5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務
- (6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務

(利用者)

第3条 前条に規定する事務に個人番号カードを利用することができる者は、個人番号カードの交付を受けた者であって市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第5号及び第6号の事務にあつては、個人番号カードの交付を受けた者であつて市外に住所を有するものも、個人番号カードを利用することができる。

(利用手続)

第4条 第2条に規定する事務の全部又は一部に個人番号カードを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対し、当該事務の利用申請を行わなければならない。

2 市長等は、前項の申請があつた場合には、規則で定めるところにより、その者の個人番号カードに申請に係る事務を利用するために必要な情報を記録しなければならない。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。